

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 一七
 - 計量器の定期検査を実施する件 一八
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一八
 - 土地改良事業計画を変更することを認可した件 一八
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 一八
 - 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 一八
 - 道路の区域を変更する件 一八
 - 道路の供用を開始する件 一八
 - 落札者を決定した件 一八

告 示

福島県告示第二百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和五年四月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀 雅 雄

- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前十時から午後九時五十分まで
（変更後）午前九時から午後九時五十分まで
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前九時三十分から午後十時まで
（変更後）午前八時三十分から午後十時まで
3 変更しようとする年月日
令和五年三月二十三日
 - 四 届出年月日
令和五年三月二十二日
 - 五 届出をした者
みやぎ生活協同組合
- （商業まちづくり課）

福島県告示第二百八十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年四月七日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡桑折町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）	五月一〇日 午前一〇時から 午前一二時まで	桑折町役場
同 郡国見町	同	同 午後二時から 午後四時まで	国見町観月台文化センター
同 郡川俣町	同	五月一一日 午前一〇時から 午前一二時まで	川俣町中央公民館
伊達市	同	五月一六日 午前一〇時から	ふるさとふれあいホール

伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町及び同郡川俣町	検査区域	対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 一〇月二日から二月二二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査				
				右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午前二時一時まで 午後三時三〇分まで	五月一七日 午前二時一〇時から 午後三時三〇分まで	五月一八日 午前二時一〇時から 午後三時三〇分まで

（計量検定所）

福島県告示第百八十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南会津町土地改良区から令和五年二月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月三十日認可した。
 令和五年四月七日
 福島県知事 内堀雅雄
 （農村計画課）

福島県告示第百八十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中島村土地改良区から令和五年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。
 令和五年四月七日
 福島県知事 内堀雅雄
 （農村計画課）

福島県告示第百八十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、南会津町土地改良区が南会津地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和五年三月二十九日認可した。
 令和五年四月七日
 福島県知事 内堀雅雄
 （農村計画課）

福島県告示第百八十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和五年四月七日
 福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 大沼郡三島町大字川井字上ミ原二四二、二四九〇、二四九三から二四九五まで、二四九六の一から二四九六の五まで、二六八五の一、二六八六の一、二六八七から二六八九まで
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年四月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名

星慶次 坂内忠市 角田栄司 越尾幸一 小塩研一 押部新作 押部常男 井草寅雄 齋藤義雄 齋藤勇一 齋藤勇一 山内映雄 目黒一士 目黒安日子 目黒孝志 長谷川泰藏 栗城章一 栗城茂太郎 栗城徳弥 栗城ヨネ 栗城貞吉 栗城源助 栗城義司 栗城清志 佐々木清規 菅家一夫 菅家榮子 菅家市郎 鈴木秀勇 渡部嘉一 渡部清太郎 渡部利一 渡部日出子 渡部博之 須佐國雄 須佐敬助 須佐一雄 須佐ミネ子 須佐憲政 須佐正雄 須佐廣昭 野原きよい 高根沢泰 中丸友伊 中丸常太郎 中丸末雄 中丸孫三郎 中丸三九郎 中丸與重郎 中丸宗平 五ノ井謙一 五ノ井廣吉 五ノ井勇喜 五ノ井勇喜 横田武 横田智 横田新 横田武 横田喜由 横田善一 横田幸一 横田瑞男 横田俊明 横田俊郎 横田勝士 横田長久 横田好雄 横田勇男
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第百三十号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方

のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年四月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名

高久学之助 高久吉兵衛 鈴木光好 五十嵐豊 齋藤留七 内藤義晴 菊地庄意 岩淵義次 佐藤銀三郎 芳賀留八 佐々木金平 佐々木吉平 伊藤豊 吉野要三
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第二百六十一号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所にて令和五年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	石川郡古殿町大字松川 字前木二二八番四地先 から	変更前	一一・五 五八・二	一、四六〇・〇
	同 郡同 町大字松川 字前木二二三番六地先 まで	変更後	一一・五 三二・四	一、四六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所にて令和五年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

公 告

(道路計画課)

県道いわき石川線	路 線 名
石川郡古殿町大字松川字前木一二八番四地先から 同 郡同 町大字松川字前木一二二番六地先まで	供 用 開 始 の 区 間
令和五年四月七日	供 用 開 始 の 期 日

令和五年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年4月7日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,116,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1部あたり9.45円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年2月7日

(入札用度課)

